

松葉第一小学校いじめ防止基本方針

柏市立松葉第一小学校
いじめ防止対策委員会

1. 基本理念

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが本校の全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめに関わった児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

基本的方針として学校は、

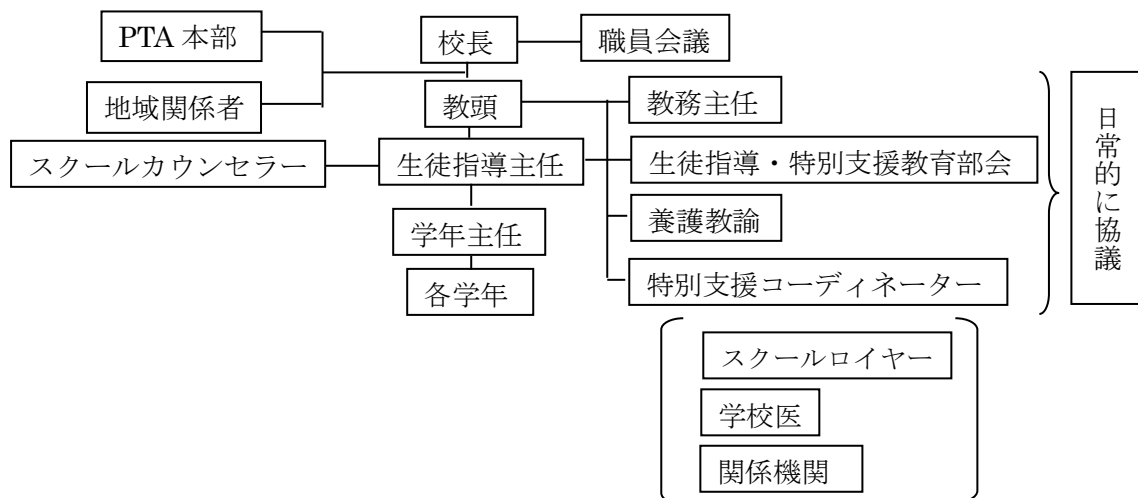
- (1) 柏市の基本方針及び本校の基本理念をもとに、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。策定の際には、その内容を保護者や地域住民、児童にも検討してもらう。また、策定した学校いじめ基本方針は学校ホームページにて公表する。
- (2) より実効性の高い取り組みを実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) いじめの早期発見、早期対応を行うとともに、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長する可能性があることを踏まえ、その根絶を全職員の共通理念とする。

2. 組織及び組織図

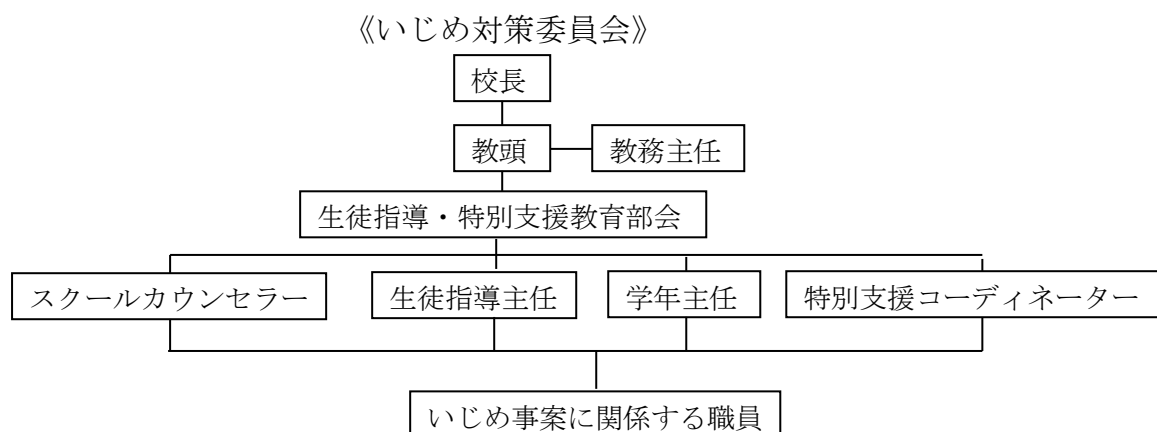
- (1) 本校「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第 22 条に規定されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するための委員会である。
- (2) 本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施。具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
 - ②いじめの相談・通報の窓口。
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集・記録・共有。※いじめの疑いに係る情報を入手した場合、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取を行い、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携。

(3) 組織図

【未然防止・早期発見】



【適切な見立て・早期対応】



3. いじめの未然防止について

(1) 自己存在感が味わえる学級づくり

児童生徒一人ひとりの違いを認め、尊重し合う共感的人間関係作りを大切にし、発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう言葉かけを行っていく。また、授業を始め、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を通して、児童の成長に繋げていく。

(2) 児童、保護者への啓発活動

保護者に対しては、学校での理念、学校の取り組み、学校行事、児童の活動などについて定期的に学校便りやホームページ等で知らせていく。また、いじめに対しての取り組みや実態を公表していく。

児童に対しては、全校集会など全体の場合において校長や生徒指導担当がいじめについての話をする。各学級担任も道徳の授業や学校生活の中で、日頃からいじめに対しての指導を繰り返し行っていく。また、児童会活動の中で、いじめの未然防止の取り組みについて考える場を設ける。『自己指

導能力の獲得を目指したわかる授業の推進』、千葉県の『いのちを大切にするキャンペーン』、『いじめ防止啓発強化月間』に取り組む。千葉県教育委員会の取り組みとしてポスター等を掲示し、啓発していく。また現代の実状に即し、インターネットトラブルに巻き込まれないように、情報モラルリテラシー教育、高学年を中心として、SOS の出し方に関する教育や「ネットトラブル・ネットいじめ」に遭わないための講習会等を行う。

(3) 教職員の研修（教務・研究主任）

- ・ 長期休業中を利用し、理論研修を行う。
 - 人権教育について
 - 教職員の生徒指導研修
 - 外部機関による講演
 - 特別支援教育校内研修の開催
- ・ 基本方針を策定する中で、テーマに分け協議を行う。

(4) 道徳教育（道徳教育推進教師）

- ・ 低学年：（人とともに）

気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
友だちと仲良くし、助け合う。
- ・ 中学年：（人と関わって）

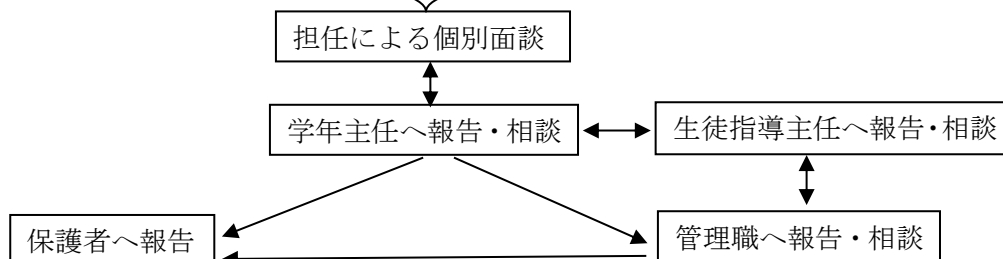
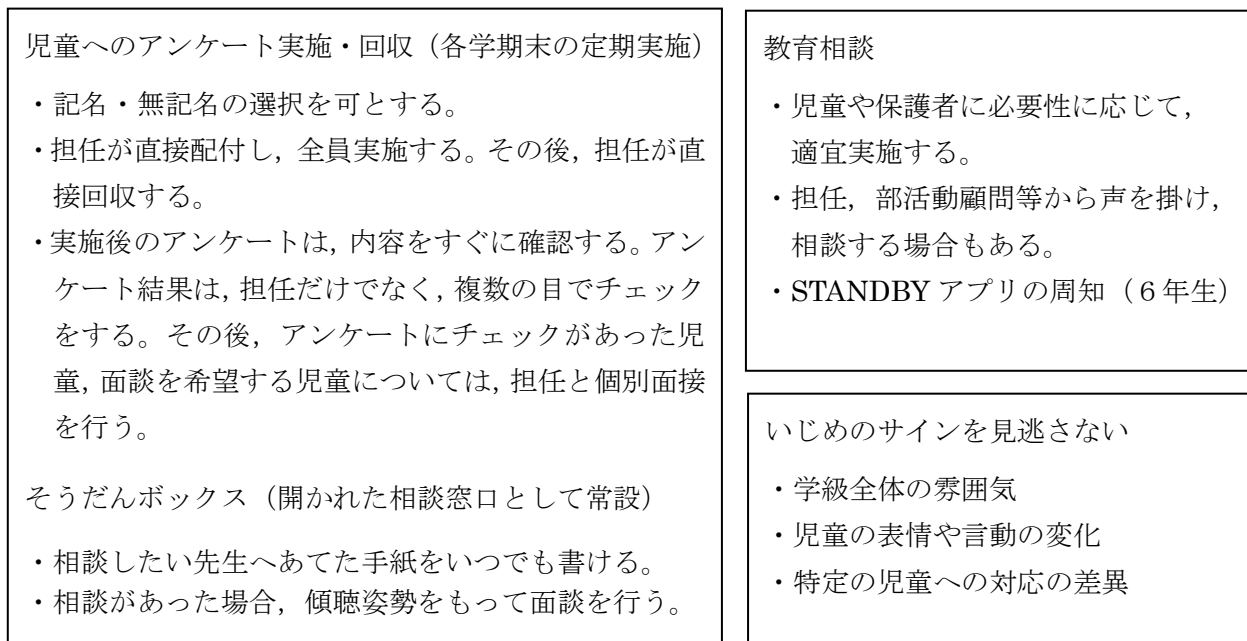
礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
相手のことを思いやり、進んで親切にする。
友だちと互いに理解し、信頼し、助け合う。
- ・ 高学年：（人とつながって）

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。
だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って大切にする。
互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し、助け合う。
謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。

(5) 児童会等子どもたちの自主的な活動（特活主任）

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ ふれあい活動（縦割りの活動）・ 児童会イベント・ 音楽集会（学年・クラスの活動） | } | 年に数回取り組み、児童同士のかかわりを持たせる。 |
|--|---|--------------------------|

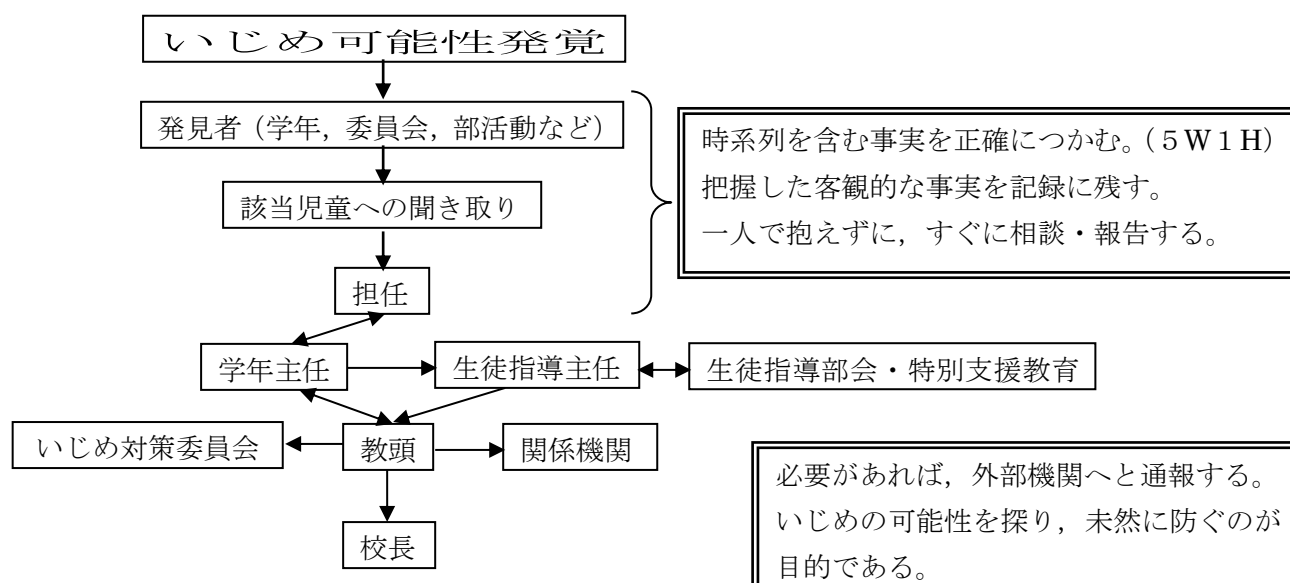
4. いじめの早期発見について



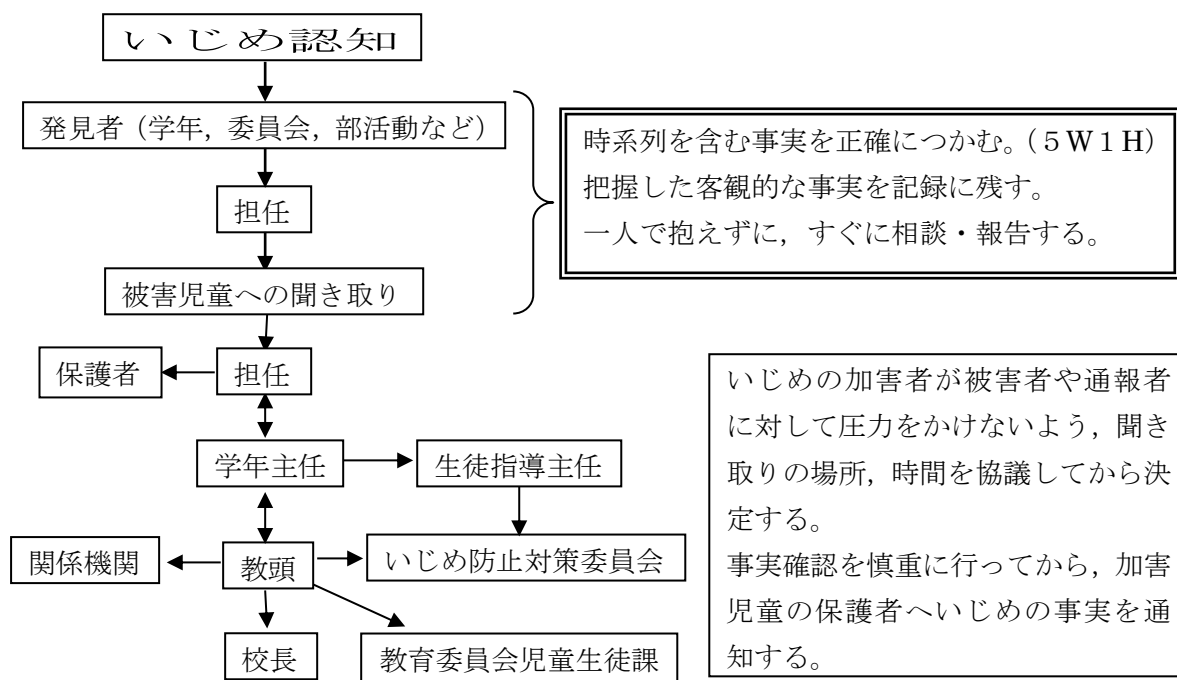
※内容によっては、このフローに関わらず、対応する。

※アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

5. いじめの相談・通報の体制について



6. いじめを認知した場合の対応について



※被害児童の保護者への連絡は、学校での対応や対策を講じてから迅速に行う。

7. いじめの指導について

【児童】

いじめを受けた児童

「一次対応」

- ・いじめの事実関係を正確に把握し、複数の教員で確認する。
- ・児童の安全の確保と全面的な支援をする。
- ・管理職・関係職員、保護者への報告・連絡・相談を行う。

「二次対応」

- ・保護者や関係機関と連携を図りながら、児童を支援する体制を整える。
- ①いじめ防止対策委員会においていじめられている児童の指導・援助の方策を立てる。
- ②支援の体制及び方針について、全職員で共通理解する。
- ③いじめを受けた児童と信頼関係が最もできている職員を担当者とする。
- ④担当となった職員が中心となって、児童を支援する。
- ⑤児童にかかわりの深い職員数名で、日常的な指導や援助に対しサポートをする。

「三次対応」

- ・いじめを受けた児童の学級及び集団への適応を促進する。陰湿ないじめが続いているケースもあるので、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査を実施し、継続して十分な配慮を行う。また、スクールカウンセラー等の協力のもと、個別に対応する。
- ・いじめにより、児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、別室登校や保護者の転出希望がある場合はその措置についても配慮する。

いじめを行う児童

「一次対応」

- ・いじめの事実と経過を正確に把握し、複数の教員で確認する。
冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。複数の職員で同時に、かつ個別に事実と経過を聴く。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように」を記録する。
- ・管理職・関係職員、保護者への報告・連絡・相談を行う。

「二次対応」

- ・いじめの態様により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。

「三次対応」

- ・いじめを行う背景（何らかのストレス、成長過程での親子関係の在り方）を見つめる。
- ・いじめは決して許されないことを理解させる。
- ・共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取り組みを継続して行う。

その他の児童

観衆・傍観者児童に対しても適切な指導を行う。

「共感的人間関係づくりに努める」

- ・違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切である。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚させるように工夫する。

「自己存在感が味わえる学級づくりに努める」

- ・児童一人ひとりに活躍の場をつくることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や係活動など一人ひとりが自己存在感を味わえるような工夫を心がける。

「全員が当事者であることを理解させる」

- ・いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

【保護者】

「一次対応」（緊急対応）

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談（複数対応）し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の話を傾聴し、つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

「二次対応」（短期対応）

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。

※問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

「三次対応」（長期対応）

- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。
- ・解消したと考えられる場合も、必要に応じて継続的に家庭へ連絡を取る。
- ・年度が替わった場合も、児童の情報を確実に引き継ぐ。

※法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っているため、保護者には保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

被害児童の保護者への対応

- ・保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応する。
- ・保護者と直接会い、事実を正確に伝える。
- ・新しい事実がわかった時や、指導方針などは逐次報告する。
- ・学校生活・家庭生活の情報交換を積極的に行い、児童の変容を把握する。

加害児童の保護者への対応

- ・事実関係、今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を正確に直接伝える。
- ・保護者との信頼関係を築きながら協働して問題解決に当たる。
- ・暴力や金銭強要があった場合には、毅然と対応する。

その他の保護者への対応

- ・誤った情報の流布や情報の錯綜が生じないように配慮する。
- ・説明会等を行う場合は、早急に行うことが必要である。

ネットいじめへの対応

- ・ネットトラブルに対して、誠意を持って対応する。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁となる。※訴訟となった場合、「被告」になる恐れがある。（弁護士法第72条「非弁行為」禁止）

8. 重大事態への対処について

重大事態が起こった時には、学校は柏市教育委員会と協力して事態に対応する。その際、決して事実を隠すことなく、いじめを受けた児童を最後まで守りぬくことを前提に取り組む。

法第28条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。その判断基準を事例として、以下のように示す。

①児童生徒が自殺を企画した場合

- ・自殺を企画したが軽傷で済んだ。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・暴行を受け、骨折した。 ・投げ飛ばされて脳震盪となった。

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の児童から金品を強要され、総額1万円を渡した。

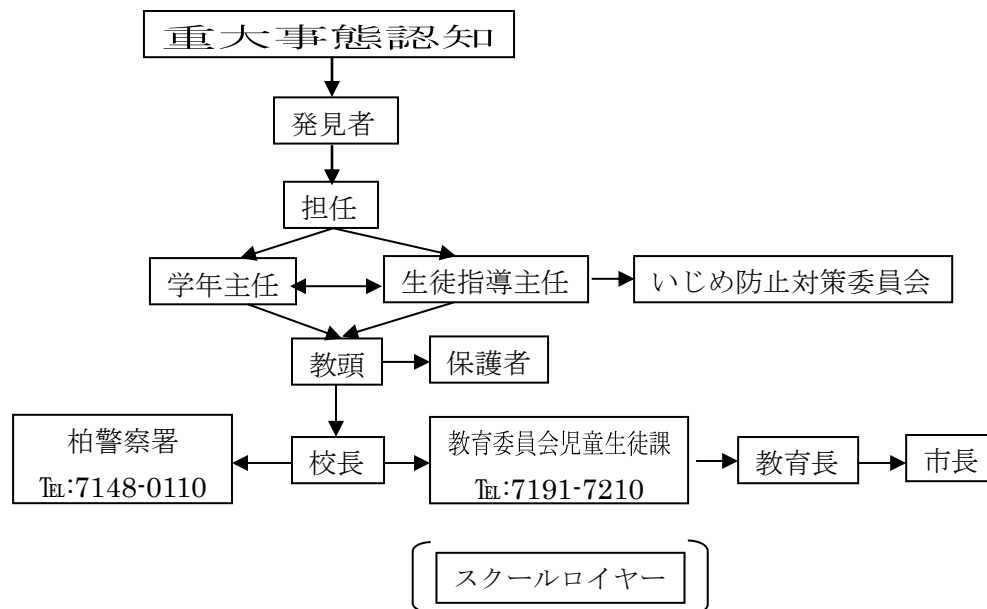
④精神性の疾患を発症した場合

- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。

⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し転学した。

【対応フロー】



※緊急時には、臨機応変に対応する。柏市教育委員会への報告は、一報後、改めて文書により報告する。

※当該児童に対しては、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に、重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条6項に基づき、直ちに柏警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

9. 公表・点検・評価等について

【公表】基本方針については、松葉第一小学校ホームページにおいて公表する。変更・追記があった場合には、更新する。

【評価】毎年度末に「松葉第一小学校いじめ防止基本方針」の評価を職員全員、保護者、児童対象の生活アンケート（学校評価）で行い、訂正や追記を行う。

【点検】訂正や追記した箇所を含め、いじめ防止対策委員会で点検し、次年度への取り組みをまとめる。

10. 年間指導計画について〔令和5年度〕

	教育委員会施策等	学校行事等	生活目標	道徳	特別活動
4月	○柏市学校警察連絡協議会 定期総会 ○第1回生徒指導主任連絡協議会	○学校いじめ防止基本方針の確認 ○4月の生活アンケート実施 ○個人面談時	あいさつをして、友だちとなかよしになろう。 ものを大切にしよう。	道徳は通年の指導とする。	○あいさつ運動 ○1年生を迎える会
5月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（予定）	○5月の生活アンケート実施	外では元気に、中では静かにすごそう。	低学年： （人とともに）	
6月	○柏市学校警察連絡協議会 第1回小・中・高等学校情報交換会	○6月の生活アンケート実施	安全な生活进行しよう。（雨の日の過ごし方を考えよう）	友だちと仲良くし、助け合う。他	
7月	○1学期いじめの状況調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会	○いじめアンケート実施・回収 ○終業式でいじめについての話	自分や友だちががんばったところを見つけよう。	中学年： （人と関わって）	
8月				友だちと互いに理解し、信頼し、助け合う。他	
9月		○9月の生活アンケート実施	規則正しい生活进行しよう。	高学年： （人とつながって）	
10月		○10月の生活アンケート実施	進んで読書や学習に取り組もう。	互いに信頼し、学び合っ	
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会	○11月の生活アンケート実施	進んで体力作り进行しよう。	友情を深め、男女仲良く協力し助け合う。他	○落ち葉掃き
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	○いじめアンケート実施・回収	みんなで学校をきれいにしよう。		
1月	○柏市学校警察連絡協議会 第2回小・中・高等学校情報交換会	○1月の生活アンケート実施	かぜの予防进行しよう。		
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会	○2月の生活アンケート実施	感謝の気持ちを表そう。		○6年生を送る会
3月	○3学期いじめの状況調査	○いじめアンケート実施・回収 ○学校いじめ防止基本方針の見直し	自分の成長をふりかえり、一年間のまとめ进行しよう。		○卒業式

令和5年9月1日改訂

11. おもな相談機関連絡先一覧

・ 柏市教育委員会 児童生徒課	04-7191-7210
・ 柏市少年補導センター	04-7164-7571
・ 少年補導センターやまびこ電話相談柏	04-7166-8181
・ 千葉県警察東葛地区少年センター	04-7162-7867
・ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
・ 松葉町交番	04-7131-1511
・ 千葉県子どもと親のサポートセンター (電話相談)	0120-415-446
・ 千葉県総合教育センター特別支援教育部 (電話相談)	043-207-6025
・ 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
・ 子ども人権110番	0120-007-110
・ 千葉いのちの電話	043-227-3900
・ ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター）	043-420-8066
・ 千葉県柏児童相談所柏末広支所	04-7147-5455
・ 子ども家庭110番	043-252-1152